

# 山口県報

平成28年  
2月9日  
(火曜日)

## 目次

〇告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	三
〇公告	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	六
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	七
一般競争入札の実施(都市計画課)	七
〇選管告示	九
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正(四件)	九
不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正(五件)	一
不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の一部改正(二件)	二
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(二件)	二



## 山口県告示第二十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年二月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東洋鋼鈹株式会社  
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東洋鋼鈹株式会社下松事業所  
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

中和・凝集沈殿処理施設				還元処理施設				種 類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	通 常	最 大
七・五	〃	六	〃	〃	〃	三	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
九〃五	〃	一〇・五	〃	〃	〃	三・八	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	室 態 の 値
一三	〃	一九	〃	〃	〃	一五	〃	浮遊物質質量 (mg/l)	室 態 の 値
一九	〃	二九	〃	〃	〃	二三	〃	検出せず	室 態 の 値
一〇	〃	一〇六	〃	二〇	〃	五六	〃	鉍油類 (mg/l)	室 態 の 値
三〇	〃	二〇六	〃	五一	〃	五六	〃	窒素 (mg/l)	室 態 の 値
五	〃	三九	〃	〃	〃	六	〃	燐 (mg/l)	室 態 の 値
〃	〃	四・四	〃	〃	〃	九・四	〃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	室 態 の 値
〃	〃	六・七	〃	〃	〃	五・二	〃	通 常	室 態 の 値
二・四	〃	四・三	〃	〃	〃	一〇・三	〃	最 大	室 態 の 値
五・六	〃	一〇	〃	〃	〃	三七・四八九	〃	通 常	室 態 の 値
五六・八一四	五六・八五四	五六・八一四	三七・五二九	三七・四八九	三七・五二九	三七・四八九	〃	最 大	室 態 の 値
六七・七五二	六七・八〇二	六七・七五二	四四・〇七二	四四・〇三二	四四・〇七二	四四・〇三二	〃	通 常	室 態 の 値
								最 大	室 態 の 値

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「六五」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。		七四		六五		種 類	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
〃	七・五	〃	三	〃	五	通 常	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	九〃五	〃	三・八	〃	一〇〃二	最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	一三	〃	一五	〃	二〇〇	通 常	浮遊物質質量 (mg/l)
〃	一九	〃	二三	〃	三〇〇	最 大	検出せず
〃	一〇	〃	二〇	〃	五	通 常	鉍油類 (mg/l)
〃	三〇	〃	五一	〃	一〇	最 大	窒素 (mg/l)
〃	四・四	〃	六	二・五	一五	通 常	燐 (mg/l)
〃	六・七	〃	九・四	三	二五	最 大	汚水等の一日当たりの量 (m³)
〃	二・四	〃	五・二	一・八	一五	通 常	通 常
〃	五・六	〃	一〇・三	二・五	二〇	最 大	最 大
五六・八五四	五六・八一四	三七・五二九	三七・四八九	四〇	四	通 常	通 常
六七・八〇二	六七・七五二	四四・〇七二	四四・〇三二	五〇	五	最 大	最 大

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量



一七、二〇四の一九から二〇四の二一まで、二〇四の二五、四七三、四七五、四七六、四七八、字有木迫二〇六の二、二〇六の三、二〇七、二〇八の二、二〇八の三、字現明二五の一、二二五の五、二二六の一、二二七の一、二二七の三、字石龜二八の一、二二八の二、二二九の一、二二九の二、二二二の二、四二六の一、四二七、一〇五一の一、一〇五二の三、字三反田三三二、字八通三三二の一、三三二の二、三三三の九、三三三の一〇、三三三の三三、三三三の四四、三三三の八八、三三三の二〇から三三三の二五まで、四三三、新庄字後山五九四の一・五九四の六三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、柳井字胡麻田二四一八の一、二四一八の二、五七五四、五七五五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市菊川町大字貴飯字鳴滝留孫四〇七の二から四〇七の六まで、四〇七の八から四〇七の一〇まで、四〇七の一七から四〇七の二二まで、四〇七の二四から四〇七の二七まで、四〇七の三二から四〇七の三四まで、字平坊四〇七の二九、四〇七の三〇、四三四、四三六、字コノ四三三の一、四三三の二、四三三、字滝ノ下四三五の一から四三五の七まで、字一ヶ迫四三七、四三八、四三九の一、四三九の二、四四〇、字井手ノ上四四一、四四二の一、四四二の二、字松山四四三の一、四四三の二、字藪ノ内四四五の一から四四五の五まで

宇部市大字柵井字下切閉一七、字上切閉一三三、一三三、字東切塞八八六の一、大字吉見字平栗三二四の一・三二四の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、大字小野字品地六一六、六一八の一、六一九の一

萩市大字上田万字大埜東平一二七の一(次の図に示す部分に限る。)、一二七の一九、字大埜西平一二七の二、一二七の二一(次の図に示す部分に限る。)、字右ヶ谷二二三、二二四、二二八、二二九、二二五、二二六、九四六の一、九四七、九四九、字右ヶ谷東平二六〇の二、字右ヶ谷西平二六〇の三、字古森四四九の一、四五二の一、四五四の一、四五五の一(次の図に示す部分に限る。)、字上大埜四六一、四六二、四六三の一(次の図に示す部分に限る。)、四六三の二、四六三の四、四六四、四六五の一、四六六、四六七、四六八の一、四六九、四七〇の一、四七一の一、四七一の三、四七二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 2 宇部市大字小野字品地六一八の一・六一九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇部市大字柵井字下切閉一七、字上切閉一三三、一三三、字東切塞八八六の一、大字吉見字平栗三二四の一・三二四の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、大字小野字品地六一六、六一八の一、六一九の一



(四〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年三月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の

縦覧に供します。

平成二十八年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 トウネ

代表者の氏名 岩城 弘知

主たる事務所の所在地 宇部市大字上宇部七五四番地の一五

三 定款に記載された目的

宇部市及び山口市を中心とする地域住民に対して、青少年の健全育成や高齢者のコミュニティの場を提供するため、スポーツ活動の普及啓発に関する事業を行うことにより、地域に根ざしたスポーツクラブの実現に寄与すること。

(四一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十八年三月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人長州の絆会

代表者の氏名 佐伯 文雄

主たる事務所の所在地 名古屋市中区栄一丁目二番一六号

(四二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年二月九日から同年六月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 プリムールあおい

所在地 山口市葵一丁目三四〇二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 牧 貞夫 代表者の氏名 発株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ウエット	—

四 届出年月日

平成二十八年一月二十一日

五 変更年月日

平成二十七年一月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 プリムールあおい

所在地 山口市葵一丁目三四〇二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 牧 貞夫 代表者の氏名 発株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
—	—	—

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	松月堂製パン株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	宇部市今村北四丁目二五番一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	井上 守	—

四 届出年月日

平成二十八年一月二十一日

五 変更年月日

平成二十七年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 近藤 和子	変更後 —
--------------------------------------	--------------	----------

四 届出年月日

平成二十八年一月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年七月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名  
田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 有限会社山一薬局	変更後 岡村 英史
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	岡村 一弘

四 届出年月日

平成二十八年一月二十七日

五 変更年月日

平成二十三年十二月二十七日

(四三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年二月九日から同年六月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ末武店

所在地 下松市大字末武上一六七〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株

住所 広島市南区段原南一丁目三番五二号

株式会社 ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号

代表者の氏名  
加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	変更前 午前六時から翌日の午前三時まで	変更後 午前零時から午後二時まで
---------------------------------------	------------------------	---------------------

平野 能章



四 届出年月日

平成二十八年一月二十一日

五 変更年月日

平成二十八年二月一日

(四四) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十八年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

平成二十三年四月二十五日

一 事業の名称

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

ため池の整備

三 工事完了の時期

平成二十六年二月二十日

一 事業の名称

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

鳥獣侵入防止施設

三 工事完了の時期

平成二十七年四月十四日

一 事業の名称

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

暗渠排水

三 工事完了の時期

平成二十四年三月十六日

(四五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年二月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

九百九十万キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口きらら博記念公園

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十二号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第六条第二項の規定により登録を受けている者であること。

三 契約条項を示す場所  
山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園管理事務所管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付  
平成二十八年二月九日から同月二十三日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口きらら博記念公園管理事務所管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所  
山口きらら博記念公園管理事務所管理課

(三) 受領期限  
平成二十八年三月二十三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十八年三月二十四日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所  
山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園多目的ドーム第一セクション

(二) ルーム  
日時

七 入札保証金  
平成二十八年三月二十四日午前十一時

八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口きらら博記念公園管理事務所長 市川 祥一
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年三月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口きらら博記念公園管理事務所管理課(電話〇八三六一六五一六九〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 9,900,000 kWh.
- (3) Delivery period: From April 1, 2016 to March 31, 2019
- (4) Delivery place: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park
- (5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Administrative Division, Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office (Tel. 0836-65-6900)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 23, 2016



(If brought in person : 11:00 A.M. March 24, 2016)



山口県選挙管理委員会告示第六号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(昭和六十一年山口県選挙管理委員会告示第七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 「日良居病院 大島郡周防大島町大字土居一四二六 昭和六一、八、二九
- 医療法人山口平成会山口 玖珂郡玖珂町一三四〇 を
- 平成病院 〃 〃 〃 〃
- 「医療法人山口平成会山口 岩国市玖珂町一三四〇 昭和六一、八、二九
- 平成病院 〃 〃 〃 〃
- 日良居病院 大島郡周防大島町大字土居一四二六 〃 〃 〃 〃

に改める。

山口県選挙管理委員会告示第七号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(昭和六十一年山口県選挙管理委員会告示第九十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 「医療法人治徳会湯野温泉 周南市大字湯野四二二七の二 昭和六一、一二、二二
- 病院 〃 〃 〃 〃
- 医療法人全生会周防病院 玖珂郡周東町大字上久原一二三 〃 〃 〃 〃
- 「医療法人全生会周防病院 岩国市周東町上久原一二三 昭和六一、一二、二二
- 医療法人治徳会湯野温泉 周南市大字湯野四二二七の二 〃 〃 〃 〃

に改める。

十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第八号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第

「綜合病院山口赤十字病院	山口市大字八幡馬場五三の一	昭和三一、三、一六	を
「綜合病院山口赤十字病院	山口市大字八幡馬場五三の一	昭和三一、三、一六	に、
山口県厚生農業協同組合	〃	〃	〃
連合会小郡第一綜合病院	小郡下郷八六二の三	〃	〃
「医療法人清和会吉南病院	〃	昭和三六、一、一四	を
「医療法人清和会吉南病院	〃	昭和三六、一、一四	に、
阿知須同仁病院	〃	昭和四一、八、二二	を
「医療法人新生会いしい記	〃	昭和四四、二、三	を
念病院	〃	昭和四四、二、三	を
「岩国市立美和病院	〃	昭和三九、七、二八	を
岩国市立錦中央病院	〃	昭和四一、五、一六	を
「医療法人南和会千鳥ヶ丘	〃	昭和四四、二、二	を
病院	〃	昭和四四、二、二	を
医療法人新生会いしい記	〃	〃	〃
念病院	〃	〃	〃
医療法人社団青山会リフ	〃	昭和五〇、六、一六	を
レ מאוד 病院	〃	昭和五〇、六、一六	を
「医療法人玖玉会玖珂中央	〃	昭和五七、一〇、二〇	を
病院	〃	昭和五七、一〇、二〇	を
「医療法人恵愛会柳井病院	〃	昭和三七、五、七	を
「医療法人恵愛会柳井病院	〃	昭和三七、五、七	を
美祢市立美東病院	〃	昭和三七、五、七	を
「医療法人社団豊美会田代	〃	昭和三四、三、二四	に改め、
台病院	〃	昭和五九、四、二〇	に改め、
「医療法人南和会千鳥ヶ丘	〃	昭和四四、二、二	を
病院	〃	昭和四四、二、二	を
医療法人社団青山会リフ	〃	昭和五〇、六、一六	を
レ מאוד 病院	〃	昭和五〇、六、一六	を
「医療法人玖玉会玖珂中央	〃	昭和五七、一〇、二〇	及び
病院	〃	昭和五七、一〇、二〇	及び
国民健康保険錦中央病院	〃	昭和四一、五、一六	を
町立美和病院	〃	昭和四一、五、一六	を
「山口県厚生農業協同組合	〃	昭和三九、七、二八	を
連合会小郡第一綜合病院	〃	昭和三一、三、一六	を
阿知須同仁病院	〃	昭和四一、八、二二	を
共立美東国民健康保険病	〃	昭和四一、八、二二	を
院	〃	昭和四一、八、二二	を
医療法人社団豊美会田代	〃	昭和五九、四、二〇	を
台病院	〃	昭和五九、四、二〇	を

山口県選挙管理委員会告示第九号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「医療法人聖比留会厚南セ  
ントヒル病院」 宇部市大字妻崎開作一〇八 昭和六三、五、二三  
」を

「医療法人聖比留会厚南セ  
ントヒル病院」 宇部市大字妻崎開作一〇八 昭和六三、五、二三

「医療法人清仁会林病院」 山口市小郡下郷七五一の四

「医療法人清仁会林病院」 山口市小郡下郷七五一の四 〃 〃 〃 〃  
」を削る。

山口県選挙管理委員会告示第十号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成三年山口県選挙管理委員会告示第五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「吉敷郡阿知須町四一六五の三」を「山口市阿知須四一六五の三」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第十一号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成四年山口県選挙管理委員会告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「医療法人和同会老人保健  
施設防府幸楽苑」 防府市大字台道一六三四の一 平成四、五、二三  
」を

「山口県厚生農業協同組合  
連合会老人保健施設みの  
り苑」 山口市小郡下郷八六二の三 平成四、五、二三  
」に改め、

医療法人和同会老人保健 防府市大字台道一六三四の一  
施設防府幸楽苑  
「山口県厚生農業協同組合 吉敷郡小郡町大字下郷八六二の三  
連合会老人保健施設みり苑」

**山口県選挙管理委員会告示第十二号**

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡玖珂町三八一三の六」を「岩国市玖珂町三八一三の六」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第十三号**

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡由宇町千鳥ヶ丘二丁目一番一号」を「岩国市由宇町千鳥ヶ丘二丁目一番一号」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第十四号**

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示（平成十二年山口県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡玖珂町一三六一」を「岩国市玖珂町一三六一」に改める。

を削る。

**山口県選挙管理委員会告示第十五号**

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成十二年山口県選挙管理委員会告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡錦町大字広瀬七〇五」を「岩国市錦町広瀬七〇五」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第十六号**

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「吉敷郡秋穂町東三九五三」を「山口市秋穂東三九五三」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第十七号**

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成五年山口県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「佐波郡徳地町大字八坂一三三〇」を「山口市徳地八坂一三三〇」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第十八号**

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡玖珂町三八一三の六」を「岩国市玖珂町三八一三の六」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第十九号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「社会福祉法人相清福祉会 特別養護老人ホーム梅光苑」 大字 鑄銭司二三六一の三 昭和五〇、六、〃

「軽費老人ホームサンライ フ日吉台」 大字 陶九六三 昭和五九、四、二〇 を

「養護老人ホーム秋楽園」 秋穂東三九九三 〃 〃 〃

「社会福祉法人相清福祉会 特別養護老人ホーム梅光苑」 大字 鑄銭司二三六一の三 昭和五〇、六、〃

「特別養護老人ホーム白松苑」 阿知須五〇四四の一 昭和五四、〃 〃 に

「軽費老人ホームサンライ フ日吉台」 大字 陶九六三 昭和五九、四、二〇

「特別養護老人ホーム阿東園」 阿東地福下二八八の一 〃 〃 〃

「養護老人ホーム岩国市静風園」 岩国市平田五丁目二四番三三号 昭和三八、一二、一六 を

「養護老人ホーム岩国市静風園」 岩国市平田五丁目二四番三三号 昭和三八、一二、一六 を

「玖珂地方養護老人ホーム久楽荘」 玖珂町六三八二 〃 〃 〃

「玖珂地方養護老人ホーム松風荘」 本郷町本郷二〇九〇 昭和四三、七、二七 に

「特別養護老人ホーム高森苑」 周東町西長野六二二の一 昭和五五、五、一七

「特別養護老人ホーム美和苑」 美和町生見二五三八 昭和五六、九、八

「昭和四七、一、〃」を「昭和四七、一、一六」に、

「美祢市共楽荘 美祢市大嶺町西分六四五の六  
「美祢市共楽荘 美祢市大嶺町西分六四五の六  
特別養護老人ホーム青景 〃 秋芳町青景一八七三 昭和三八、一二、一六  
昭和三八、一二、一六  
昭和三三、六、一七  
昭和三三、六、一七」に、

「昭和五七、〃 二五」を「昭和五七、一二、二五」に改め、  
「玖珂地方養護老人ホーム 玖珂郡玖珂町六三八二 昭和三八、一二、一六  
久楽荘 昭和三八、一二、一六

玖珂地方養護老人ホーム 〃 本郷村大字本郷二〇九〇 昭和三三、七、二七

松風荘 〃 周東町大字西長野六二二の一 昭和三三、七、二七

特別養護老人ホーム高森 〃 昭和三三、七、二七

特別養護老人ホーム美和 〃 美和町大字生見二五三八 昭和三三、七、二七

特別養護老人ホーム秋楽園 〃 吉敷郡秋穂町東三九九三 昭和三八、一二、一六

特別養護老人ホーム白松 〃 阿知須町五〇四四の一 昭和三八、一二、一六

特別養護老人ホーム青景 美祢郡秋芳町大字青景一八七三 昭和三三、六、一七

特別養護老人ホーム阿東 阿武郡阿東町大字地福下二八八の一 昭和三三、六、一七

特別養護老人ホーム阿東 阿武郡阿東町大字地福下二八八の一 昭和三三、六、一七

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第百十三号)の一部を次のように改正する。  
平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「吉敷郡阿知須町二二二〇の一四」を「山口市阿知須二二二〇の一四」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十一年山口県選挙管理委員会告示第十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

を削る。

「玖珂郡由宇町三〇一八の一」を「岩国市由宇町三〇一八の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十二年山口県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「吉敷郡秋穂町東三九八〇」を「山口市秋穂東三九八〇」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十二年山口県選挙管理委員会告示第九十号)の一部を次のように改正する。



平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「美祢郡美東町大字大田五三七八の一」を「美祢市美東町大田五三七八の一」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第二十四号**

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十二年山口県選挙管理委員会告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡周東町大字用田三四二の六」を「岩国市周東町用田三四二の六」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第二十五号**

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十三年山口県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡周東町大字用田三四二の三」を「岩国市周東町用田三四二の三」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第二十六号**

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡玖珂町六九七八の一」を「岩国市玖珂町六九七八の一」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第二十七号**

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十七年山口県選挙管理委員会告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

「玖珂郡錦町大字広瀬七五八」を「岩国市錦町広瀬七五八」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第二十八号**

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十九年山口県選挙管理委員会告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

